

小学校設置基準 「施設及び設備」の中心部分

1 校舎、運動場の面積

(ただし、特別な事情かつ教育上支障がない場合、下回っても良い) (第8条)

2 教室(普通教室、特別教室等)、 図書室・保健室、職員室を備える (第9条)

3 体育館を備える

(ただし、特別な事情かつ教育上支障がない場合、なくても良い) (第10条)